

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
茨城県つくば市	1	公職選挙でのインターネット投票の可能化	マイナンバーカードと共通デジタルIDを活用した公的個人認証による一人一票の担保と、ブロックチェーン技術による秘密が守られ改ざん不可能で透明性を持ったインターネット投票を、スマートフォン等から行えるようにする。	投票所への移動が困難な高齢者や障害者の投票が容易になるほか、若年層の投票率の向上も期待できる。また、感染症対策にもつながる。	公職選挙法において、投票立会人や投票所における投票が必須とされている。	公職選挙法第44条 第45条 第46条 第48条の2 第68条	公職選挙法第44条による投票場所について、インターネット投票については投票所以外の場所も認めること。 第45条による投票用紙の交付について、インターネット投票については適用除外とすること。 第46条による自書・投函義務について、インターネット投票については適用除外とすること。 第48条の2による期日前投票について、インターネット投票については期日前投票所以外にも認めること。 第68条による無効投票について、インターネット投票については適用除外とすること。 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第3条による電磁的記録式投票機による投票について、インターネット投票については投票所以外にも認めること。	総務省	インターネット投票については、投票管理者や立会人が不在となる投票を、国内において特段の要件なしに認めることの是非、セキュリティ対策など選挙の公正確保等の観点から課題があると考えている。 また、新たな投票方法を導入することは、選挙制度の根幹にも関わる要素があることから、国会における議論なども踏まえる必要があると考えている。	ご回答について承知しました。国会での議論を喚起するためにも、インターネット投票に関するこれまでの経験等を踏まえ、是非ともまずはつくば市に限って特区として実施させていただきたいと考えます。	総務省	ご提案のインターネット投票については、現行制度上、一定の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的にしか認められていない投票管理者等が不在の投票を、国内の選挙において何らの要件なしに認めるものであるなど選挙の公正確保等の観点から課題があり、選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特区として実験的に行うべきものではないと考えます。 なお、総務省としては、まずは在外選挙におけるインターネット投票の導入について、国会における議論なども踏まえて検討してまいります。
茨城県つくば市	2	公的個人認証に係る住所変更後の電子証明書の自動書換可能化	分散する行政情報を集約し、多言語で表示するポータルアプリを構築する。 住民の希望（オプトイン型）により、属性情報に基づき個別化された情報発信も行う。 さらに、マイナンバーカードを活用し、行政への様々な申請・手続をアプリ上から行えるようにする。	マイナンバーカードを活用するためのJ-LIS電子証明書は住民が転居届を出すと「書換」ではなく「失効」される。 そのため、住民は転居届だけでなく証明書再発行申請も行わなければならない。また、関連民間サービスもすべてマイナンバーカードの再認証が必要となるが、「書換」が可能となることにより、行政手続に係る住民の負担軽減や感染症対策にもつながる。	マイナンバーカードを活用するためのJ-LIS電子証明書は住民が転居届を出すと「書替」ではなく「失効」される。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第15条第1項第2号 第34条（利用者証明用電子証明書の失効）第1項第2号による利用者証明用電子証明書の失効について、失効せずに当該異動等の際に使用した電子証明書により住所情報を書き換えることを可能とすること。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第15条第1項第2号 第34条（利用者証明用電子証明書の失効）第1項第2号による利用者証明用電子証明書の失効について、失効せずに当該異動等の際に使用した電子証明書により住所情報を書き換えることを可能とすること。	総務省	マイナンバーカードの電子証明書は、異動等があった際に失効する仕組みによって、氏名や住所等の記載事項の真正性を担保しており、これによってオンラインでの確実な本人確認を可能としていることから、異動等に際して失効させないことは適当ではない。 また、マイナンバーカードの電子証明書は改ざんできないよう、一度発行されたものを後から修正できないこととしており、失効せず、電子証明書の内容を変更することも適当ではない。 さらに、電子証明書による本人確認は地域を限定して行われるものではなく、特区を設け、他の地域と異なる失効事由で運用することは、電子証明書の送信を受けて本人確認を行う他の行政機関等や民間事業者の混乱を招くことが懸念される。	ご回答について承知しました。ただし、転入時、転居時、世帯変更時には、マイナンバーカードに記録される公的個人認証の電子証明書が失効し、市役所において対面で再発行を申請する必要があることから転入届、転居届及び世帯変更届のオンライン化の障壁となっています。感染症拡大防止の観点からも、上記の届出前に本市に対して新カードの発行申請を可能とするなど、届出時に電子証明書を使用できる仕組みの早期構築をお願いいたします。（旧カードは、申請と同時に市役所へ送付し、新カードと交換）なお、上記を特区で実施することで他市町村の事務に混乱が生じる場合には、全国的な制度改正についてもご検討をお願いいたします。	総務省	オンラインで届出を行う際に本人確認のため用いる署名用電子証明書は、住民基本台帳法第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項が記録されており、これらの事項を認証の基盤（トラストアンカー）として発行されるものであるところ、旧住所地からの転出後、転入届を行う前はこれらの事項が記載された住民基本台帳が存在しないため、有効な署名用電子証明書を発行することはできません。 なお、自治体手続における引越しワンストップサービスに関しては、先般の第204回通常国会で成立したデジタル社会形成整備法（令和3年法律第37号）による住民基本台帳法の改正も踏まえ、マイナンバーからオンラインで転入届と転入予約を行うことについて、今後、デジタル庁を中心に、公算自治体との検討会及び現地検証を行い、具体的なサービスが検討される予定となっております。
茨城県つくば市	3	住民異動届手続のオンライン化	マイナンバーカードと署名用電子証明書を活用した公的個人認証により、役所に来庁せずに住民異動届をスマートフォン等から行えるようにする。	公的個人認証による本人確認を行うことにより、住民に関する正確な記録を担保することや住民の行政手続における負荷の軽減、職員の業務効率化といった効果が期待できる。また、感染症対策にもつながる。	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）において、届出人が書面により届出すること（書面規制）、対面による本人確認が必須（対面規制）となっている。	住民基本台帳法第27条 住民基本台帳法施行令第26条 住民基本台帳法施行規則第52条	住民基本台帳法第27条及び住民基本台帳法施行令第26条による書面規制並びに住民基本台帳法施行規則第52条による対面規制について、マイナンバーカードと署名用電子証明書を活用した公的個人認証により、市役所に来庁せずに住民異動届をスマートフォン等から行う場合については適用除外とすること。又はそれらの規定を廃止すること。	総務省	個人番号カードの交付を受けている者による転出届については、既にオンラインで行うことが可能である。 一方、転入届、転居届及び世帯変更届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該記載又は修正後の住民票の情報に基づき、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。 さらに、転入及び転居時には、住所変更に伴い個人番号カードの記載事項及びひびに記録される公的個人認証の電子証明書を再発行する必要があり、これらについても窓口での手続を要することとなる。 また、個人番号カードを用いて住所変更等の手続の利便性を高めることは重要であると認識しており、自治体手続における引越しワンストップサービスについて、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）等を踏まえ、令和2年通常国会において必要な住民基本台帳法の改正を行ったほか、その実現に向けて内閣官房を中心に具体的な検討が進められているところである。 また、総務省においては、昨今のデジタル技術の進展及び関連諸制度の改革の動向を踏まえ、令和3年6月より「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」を開催し、届出のあり方についても検討を行っているところである。	ご回答について承知しました。ただし、転入時、転居時、世帯変更時には、マイナンバーカードに記録される公的個人認証の電子証明書が失効し、市役所において対面で再発行を申請する必要があり、届出前に本市に対して新カードの発行申請を可能とするなど、届出時に電子証明書を使用できる仕組みの早期構築をお願いいたします。（旧カードは、申請と同時に市役所へ送付し、新カードと交換）なお、上記を特区で実施することで他市町村の事務に混乱が生じる場合には、全国的な制度改正についてもご検討をお願いいたします。	総務省	オンラインで届出を行う際に本人確認のため用いる署名用電子証明書は、住民基本台帳法第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項が記録されており、これらの事項を認証の基盤（トラストアンカー）として発行されるものであるところ、旧住所地からの転出後、転入届を行う前はこれらの事項が記載された住民基本台帳が存在しないため、有効な署名用電子証明書を発行することはできません。 なお、自治体手続における引越しワンストップサービスに関しては、先般の第204回通常国会で成立したデジタル社会形成整備法（令和3年法律第37号）による住民基本台帳法の改正も踏まえ、マイナンバーからオンラインで転入届と転入予約を行うことについて、今後、デジタル庁を中心に、公算自治体との検討会及び現地検証を行い、具体的なサービスが検討される予定となっております。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
茨城県つくば市	4	非識別加工情報に関する仕組みの緩和	企業側が活用したい行政機関非識別加工情報が提供されるようになるため、利活用範囲が拡大し、マーケティングのみならず製品開発・研究等が活性化される。	マーケティングや研究・開発に有効な税等の個人情報ファイル簿が行政機関非識別加工情報の提案募集対象になっておらず、行政機関非識別加工情報の利活用範囲が極端に狭くなってしまっており、官民データ利活用が進まない。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の4	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の4	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の4による行政機関非識別加工情報の提案募集について、機微情報については、行政機関の判断で募集から除外するのではなく、匿名加工の強度を増すことで提供できるようにすること。	個人情報保護委員会	行政機関の長は、非識別加工情報その用に供して行う事業に関する提案の募集をするに当たり、ご指摘の「機微情報」を含む個人情報ファイルを含め、その保有する個人情報ファイルについて、情報公開請求があった場合に部分開示されること、行政の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲内であること（情報公開請求があったとしたならば部分開示をすることは可能ではあるが、加工できる箇所が極めて限定的で、提案募集を行う実質的な意義がなく情報公開請求すれば足りる場合を含む）等、行個法第2条第9号各号の該当性を判断の上、これらの要件のいずれにも該当する個人情報保護ファイルを提案募集の対象としています。 個人情報ファイルを構成する保有個人情報のうち、法人その他の団体に関する情報等、情報公開法第5条第2号から第6号までの不開示情報に該当するものについては、個人の権利利益以外の保護法益の保護の観点から、非識別加工情報の加工対象から除外されていますが、それ以外の保有個人情報については、非識別加工情報の加工基準に沿って加工した上で、提案をした事業者に提供されます。 個々の個人情報ファイルについて、非識別加工情報としての利用に関心があるにも関わらず、当該個人情報ファイルが提案募集の対象になっていない場合は、当該個人情報保護ファイルを保有する行政機関等又は個人情報保護委員会にお問い合わせください。			
			行政機関の取扱事務の分類でなく、住民や企業側が活用したい情報の単位で行政機関非識別加工情報が提供されるため、AIによる機械学習のインプットデータへの活用など、利活用範囲が拡大し、エリアマーケティングのみならず製品開発・研究が活性化される。	現状は、行政機関が公開している個人情報ファイル簿の単位での提案となっており、当該個人情報ファイル簿は各行政機関が各々の取扱事務の都合で自由に単位を定めているため、行政機関によって同じ個人情報ファイル簿名であっても差異があることや、住民や企業が必要とする情報が複数の個人情報ファイル簿に分散して格納されているケースの場合に、受領側では行政機関非識別加工情報の結合は不可能であるため利便性が極端に低下する。国民健康保険と介護保険など、市区町村の業務の単位にデータは分割されているので、例えばどの病気の人があるかというデータを個人単位で連結した上で匿名加工を実施しないと、分析目的が達成できない。なお、基本的には同一の行政機関内の異なる事務間のデータ連結を想定している。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の4第44条の5	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の4による行政機関非識別加工情報の提案募集について、住民や企業が行政機関へ行政機関非識別加工情報の提案については、当該行政機関が保有している個人情報ファイル簿を連結して受領できるような提案を可能にすること。	個人情報保護委員会	行政機関非識別加工情報の加工の対象となる個人情報ファイルは、行政機関において一定の事務の目的を達成する観点から特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものであるが、これを行政機関非識別加工情報とする場合に、行政機関が保有している個人情報ファイルと連結した上で非識別加工し、企業等に提供することは可能です。ただし、企業側の利活用ニーズに即して複数の個人情報ファイルの結合を求められた場合において、結合作業が行政機関にとって膨大な業務となるときは、行個法第2条第9項第3号（行政の適正かつ円滑な運用に支障のない範囲）に該当する可能性があり、行政機関の長がそのように判断した個人情報ファイルは、行政機関非識別加工情報の対象となりません。				
			行政機関非識別加工情報の利用手数料が安価になる。また、同情報の匿名性や正確性が担保される。さらに、行政オープンデータの有効活用が進み、1.2兆円と試算される新市場が創出される。	行政機関非識別加工情報は、受領側では匿名加工情報であるため個人情報には該当しない。そのため、本来不要と考える当該アウトアクト照会を実施することで、非識別加工情報の提供に関する手数料が高額になるだけでなく、アウトアクトを動員することによってデータの匿名性や正確性が欠損し、非識別加工情報の有用性を著しく減じることになる。 また、当該加工情報に含まれる個人全員に対して郵送で調査することを想定し、1人あたりのコストを200円程度（82円×2（1往復）＋事務手数料等）と仮定すると、10万件のデータであれば2,000万円にもなり、それがデータ提供時の事務費に上乗せされることになると、データ利活用の障壁になる。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の8	行個法第44条の8の規定に基づく意見照会については、任意規定によるものと義務規定によるもの2つがあり、任意規定による場合は、行政機関の長が個々のケースに応じて判断し、また、義務規定による場合は、個人情報ファイルに記録されている情報が「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」があれば意見照会の対象となります。なお、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正により、行個法第44条の8に基づく意見照会は不要となる予定（法の公布の日から1年以内で政令で定める日から施行の予定。）です。	個人情報保護委員会	行個法第44条の8の規定に基づき意見照会については、任意規定によるものと義務規定によるもの2つがあり、任意規定による場合は、行政機関の長が個々のケースに応じて判断し、また、義務規定による場合は、個人情報ファイルに記録されている情報が「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」があれば意見照会の対象となります。なお、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正により、行個法第44条の8に基づく意見照会は不要となる予定（法の公布の日から1年以内で政令で定める日から施行の予定。）です。				
			マーケティングや研究・開発に必要不可欠な消費要素データが結合された状態で非識別加工された行政機関非識別加工情報が提供されることで、AIによる教師有機械学習のインプットデータの利活用が拡大し、AIによるビッグデータ分析が加速し経済活性化に寄与する。	行政機関側ではマーケティングや研究・開発に必要不可欠な消費要素のデータが存在しないため、そのことで行政機関側で保有している情報と企業側で保有している情報の相関分析などができない。行政機関非識別加工情報の利活用範囲が極端に狭くなってしまっており、官民データ利活用が進まない。例えばクレジットカード決済等によって本人が特定可能なダイエット食品等の購買履歴のデータを提供し、これに健康診断結果を結合して、非識別加工した上で受領し、安全性や効果の検証を悉行的に行うことが考えられるが、当該結合を受領側で実施しようとすると、本人を特定する意図でのデータ結合となり、個人情報保護法違反になる可能性がある。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の10	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の10による行政機関非識別加工情報の作成等について、企業等が行政機関へ行政機関非識別加工情報の提案を行う際に、企業から行政機関へ個人情報を入手時約款やアウトアクトに基づき提供し、行政機関側で企業側情報と行政機関側情報を結合した上で非識別加工して当該加工情報を受領できるようにすること。	個人情報保護委員会	非識別加工情報制度は、行政機関がその保有している個人情報ファイルについて提案を募集（行個法第44条の4）し、民間事業者は当該個人情報ファイルに対して提案を行い、（行個法第44条の5）、提案に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関非識別加工情報（行個法第2条第9項、第44条の10）を提供するものです。したがって、民間事業者から提供を受けた個人情報、個人情報ファイルを構成する場合には、当該個人情報は加工の対象となり得ます。ただし、企業側の利活用ニーズに即して複数の個人情報ファイルの結合を求められた場合において、結合作業が行政機関にとって膨大な業務となるときは、行個法第2条第9項第3号（行政の適正かつ円滑な運用に支障のない範囲）に該当する可能性があり、行政機関の長がそのように判断した個人情報ファイルは、行政機関非識別加工情報の対象となりません。なお、行政機関非識別加工情報を取得した民間事業者が、識別行為の禁止義務（個情法第38条）に反しない範囲において、当該民間事業者が有する他の情報と組み合わせて分析等を行うことは可能です。				
茨城県つくば市	5	車両の認可基準の運用の弾力化	日常生活圏における目的地へのスムーズな移動を実現するため、AI配車システムを活用した区域移動型自動運転バスを導入する。 学園東大通り（茨城県道55号、24号）の一部区間及びスマートキャンパス化する筑波大学構内に自動運転循環バスを導入する。 子育て世代向けに、ペDESTリアンデッキに接する公園を、自動運転バス（パーソナルモビリティ）とMaaSサービスを導入する。	移動が困難な高齢者、障害者等の交通弱者や子ども連れでも安心・安全に外出することができる自動循環バスサービスを市中心部に導入することで、主要施設への公共でのアクセスが向上し、住民のみならず、市外からの交流人口の増加が期待できる。	走行実証を行う実験車両単位で審査が必要で、同一車種、同一の変更であっても車両単位の審査となり、時間とコストを要している。	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条による基準の緩和について、同一車両で変更箇所が同一の場合については、審査の一部省略等、弾力的な運用を可能とすること。	国土交通省	道路運送車両の保安基準第55条に基づく自動運転に関する保安基準の緩和について、緩和手続きを担当する地方運輸局等に、同じシステム等を搭載し、使用方法も同じであると想定される車両の場合は当該部分の再審査の審査を省略するなど、審査手続きの合理化について、周知徹底済みである。	ご回答について承知いたしました。なお、超小型モビリティは、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会報告書（平成28年6月）において、手続きの柔軟性を高め、より超小型モビリティの普及を図るため、「見直しを行い、地方公共団体の外者による申請を可能とする、実績のある車両の審査を合理化する等、より使いやすい制度としていくべきである。との方向性が示されておりますが、自動車以外の車両や搭乗型移動支援ロボット等においては、どのような検討がなされているかが指示ください。	国土交通省	超小型モビリティについては、すでに地方公共団体以外者による申請を可能としており、また認定実績のある車両と同一の構造であれば審査の簡略化を可能としているところ。また、搭乗型移動支援ロボットについても、国家戦略特別区域で実施される場合には「地方公共団体承認証明書」を省略可能とするなど、簡略化を図っているところ。今後とも、ご要望や警察庁の検討結果等を踏まえて、制度の見直しを検討していく。

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
茨城県つくば市	6	運賃の完全キャッシュレス化	日常生活圏における目的地へのスムーズな移動を実現するため、AI配車システムを活用した区域運行型のオンデマンドバスを運行する。 学園東大通り（茨城県道55号、24号）の一部区間及びスマートキャンパス化する筑波大学構内に自動運転循環バスを導入する。 子育て世代向けに、ペDESTリアンデッキに接する公園を、自動運転パーソナルモビリティで結ぶこともMaaSサービスを導入する。	移動が困難な高齢者、障害者等の交通弱者やごども連れでも安心・安全に外出することができる公共交通環境が構築できる。 自動循環バスサービスを市中心部に導入することで、主要施設への公共でのアクセスが向上し、住民のみならず、市外からの交流人口の増加が期待できる。	現金しか持たない乗客を拒否できない。	道路運送法（昭和26年法律第183）第13条	道路運送法第13条による運送引受義務について、現金しか持たない乗客については、運送の引受けを拒絶することを可能とすること。	国土交通省	無人自動運転移動サービスにおける完全キャッシュレスの取扱いについて、令和3年4月に通達において明確化したところであり、現金利用者への配慮を十分に行った上で、完全キャッシュレスによる自動運転サービスを行うことは可能である（道路運送法13条に基づく運送引受義務との関係についても整理済み）。	河野内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和3年4月6日）において完全キャッシュレスである旨の周知徹底等の利用者への配慮について述べられております。通達にあります「現金利用者への十分な配慮」とは、当該バスの乗客や実際の運行を通じて明らかになった課題等に即して適切に検討・選択される必要があるが、「広報での周知」等の例示いただいた方法は選択肢として合理的なものと考えられる。 なお、まずは21条等による実証実験を通じて、利用者への配慮に係る課題等を検証し、それを踏まえて適切な周知方法その他の現金等の利用者への配慮方法を検討していくことが望ましいと史料される。 また、「完全キャッシュレス」バスの本格運行に当たっては、事前の周知徹底が重要であるのみならず、公衆の利便を阻害することがないよう、「完全キャッシュレス」を定めた運送約款の認可を受ける必要がある。利用者への配慮という観点から、例えば、スマホやクレジットカードを所持していない又は忘れてしまった利用者であっても、後日精算可能な仕組みを取り入れるなどの工夫が望ましいと考えられるので、このような対応については引き続き相談に応じて参りたい。	国土交通省	令和3年4月28日付の通達（「無人自動運転移動サービスの実用化に向けた『完全キャッシュレス』の取扱いについて」）において示されているとおり、無人自動運転における「完全キャッシュレス」バスの運行を実施するにあたっては、事前周知を徹底する等の利用者への十分な配慮が重要である。適切な周知方法その他の利用者への配慮方法は、当該バスの乗客や実際の運行を通じて明らかになった課題等に即して適切に検討・選択される必要があるが、「広報での周知」等の例示いただいた方法は選択肢として合理的なものと考えられる。 なお、まずは21条等による実証実験を通じて、利用者への配慮に係る課題等を検証し、それを踏まえて適切な周知方法その他の現金等の利用者への配慮方法を検討していくことが望ましいと史料される。 また、「完全キャッシュレス」バスの本格運行に当たっては、事前の周知徹底が重要であるのみならず、公衆の利便を阻害することがないよう、「完全キャッシュレス」を定めた運送約款の認可を受ける必要がある。利用者への配慮という観点から、例えば、スマホやクレジットカードを所持していない又は忘れてしまった利用者であっても、後日精算可能な仕組みを取り入れるなどの工夫が望ましいと考えられるので、このような対応については引き続き相談に応じて参りたい。
茨城県つくば市	7	タクシーの相乗りの解禁	新たにタクシーの相乗り制度を導入する。	タクシーの弾力的なサービス提供が可能となり、利用者にも新たな選択肢を提供できる。	タクシーは「一般旅客自動車運送事業」に該当し、「1回の運送につき1つの運送契約」のため相乗りサービスができない。	道路運送法第3条第1号ハ	道路運送法第3条第1号ハの旅客自動車運送事業の種類について、一般乗用旅客自動車運送事業については、「一個の契約により1回の国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車賃貸し切つて旅客を運送する」を「又は複数個の契約」にも適用範囲を広げ、又は相乗り制度を新設すること。	国土交通省	相乗りタクシーについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めているところであり、導入時期を調整中である。（※令和3年11月1日施行） よって、御提案については今後、対応可能となる予定。	免許返納した高齢者の移動手段、人手不足のタクシー事業者対策のためタクシーの相乗りサービスが必要と考えます。ご回答にあります今後の対応とは、令和2年3月バコメ「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」についての一部改正案及び「タクシーの相乗り」について（案）を踏まえたものをご教示ください。本提案の場合、主に閑散時期等の需要喚起を目的としておりますが、利用者に分かりやすく持続可能な公共交通の拡充等のためにも、閑散時期やエリアに限らず相乗りサービスを可能にするべきであると考えています。具体的な改正内容、時期をご教示ください。	国土交通省	タクシーの相乗りについては、令和2年3月バコメのとおり、運送開始前に特定の各旅客の同乗について互いに承諾した一団の旅客であって、費用負担、事故時の補償などについて公正な条件の下で運送に係る契約（配車アプリ事業者等との間で締結する運送等サービスの提供に係る契約を含む。）を共同して締結する者の運送については、運送途中に不特定の旅客が乗車しないことを前提とするものであり、「乗合旅客」の運送に該当しないものとして道路運送法を運用することとしており、制度導入時期については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら検討することとしている。 なお、現行においても一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法第4条の許可を受けることによって、乗合旅客の運送を行うことは可能であるほか、同法第21条第2号の許可を受けることによって、期間等を定めて試行的に乗合旅客の運送を行うことも可能であり、いずれも柔軟な運用設定が可能となる。ご提案の件について、これらの制度の活用を検討される場合には、管轄の地方運輸局又は運輸支庁にご相談いただきたい。
茨城県つくば市	8	パーソナルモビリティの公道走行及び無人自動走行の実現	原動機を用いる身体障害者用の車椅子、搭乗型移動支援ロボット等を含む歩行領域において人の移動を支援する原動機付の車（以下「パーソナルモビリティ」という。）の公道走行及び無人自動走行を道路交通法上可能とし、例えばバス停から自宅まで、自宅からバス停までの歩行を支援するための革新的なシェアリングシステムを実現する。	都市においては回遊性の向上、郊外においては交通弱者の外出トランプ数の増大、フレイル予防、ソーシャルインクルージョン、地区の持続性が促進され、より多くの住民が幸福感高く生活できる街が実現できる。	パーソナルモビリティは、原動機を用いる身体障害者用の車椅子を除き、道路交通法上、原動機付自転車や自動車として扱われる可能性が高く、現行法上、道路使用許可なしでは歩行領域を含む公道を走行できない。また、無人自動走行が認められていない。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項、第3項	道路交通法第2条第3項による同法における歩行者の範囲について、パーソナルモビリティ（保護者や介助者が同乗することも想定した複数人が搭乗するものを含む）については、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、同項の規定に準じ、歩行者の範囲に含めると、また、同法上歩行領域において当該パーソナルモビリティの無人自動走行を可能とすること。	警察庁	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルール等の在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（令和3年7月時点）	有識者検討会においては、一人乗りのモビリティを前提として検討が進められているものと承知しています。一方、本構想では、保護者や介助者が同乗することを想定した複数人乗りモビリティについても原動機付の車いすと同様に歩行者の範囲に含めたいと考えておりますので、併せてご検討をお願いいたします。また、同検討会の中間報告では、パーソナルモビリティの無人走行に関する事項について、より厳格な規制が必要であると示されていますが、検討に当たっては、本特区において規制の特例措置を講じ、パーソナルモビリティの無人走行によるシェアリングサービスの技術的、制度的及び事業的な観点での検証を実施すべきであると考えます。	警察庁	御意見を踏まえつつ、引き続き、新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルール等の在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を進めてまいります。（※令和3年10月時点）
茨城県つくば市	9	原動機を用いる身体障害者用の車椅子（電動車いす）の最高速度の引き上げ	原動機を用いる身体障害者用の車椅子、搭乗型移動支援ロボット等を含む歩行領域において人の移動を支援する原動機付の車（以下「パーソナルモビリティ」という。）の公道走行及び無人自動走行を道路交通法上可能とし、例えばバス停から自宅まで、自宅からバス停までの歩行を支援するための革新的なシェアリングシステムを実現する。	都市においては回遊性の向上、郊外においては交通弱者の外出トランプ数の増大、フレイル予防、ソーシャルインクルージョン、地区の持続性が促進され、より多くの住民が幸福感高く生活できる街が実現できる。	原動機を用いる身体障害者用の車椅子（電動車いす）は、最高速度が時速6kmと低速であるため、長距離の移動の際の負担が大きい。	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第1項第2号ロ	道路交通法施行規則第1条の4の原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、つくば市内で実施している搭乗型移動支援ロボットの歩行領域における実証実験では、最大で時速10kmで走行し、約3万kmにわたって約10年間無事故であることを踏まえ、歩行領域における速度の上限については、これを時速10kmとすること。また、原動機を用いる身体障害者用の車椅子以外のパーソナルモビリティについても同様の取扱いとすること。	警察庁	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルール等の在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（令和3年7月時点）	有識者検討会の中間報告では、時速6km程度までのモビリティ、歩行者と同様に歩道等を行きできる歩道通行車として区分し、その速度を超えるものは小型低速車として歩道走行を認めないと示されています。一方で、中間報告では、歩道通行車の最高速度の引き上げについては、安全性を検証しながら、最高で時速10kmとすることの適否を今後更に検討するとされていますが、検討に当たっては、本特区において規制の特例措置を講じ、時速6kmを超える速度での走行について検証を実施すべきであると考えます。	警察庁	御意見を踏まえつつ、引き続き、新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルール等の在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を進めてまいります。（※令和3年10月時点）
茨城県つくば市	10	原動機を用いる身体障害者用の車椅子（電動車いす）の高さ要件の撤廃	原動機を用いる身体障害者用の車椅子、搭乗型移動支援ロボット等を含む歩行領域において人の移動を支援する原動機付の車（以下「パーソナルモビリティ」という。）の公道走行及び無人自動走行を道路交通法上可能とし、例えばバス停から自宅まで、自宅からバス停までの歩行を支援するための革新的なシェアリングシステムを実現する。	都市においては回遊性の向上、郊外においては交通弱者の外出トランプ数の増大、フレイル予防、ソーシャルインクルージョン、地区の持続性が促進され、より多くの住民が幸福感高く生活できる街が実現できる。	高さ要件のため、障害物の検知や道路状況を把握し、安全な走行を支援するためのセンサー等を適切な位置に取り付けることができない。	道路交通法施行規則第1条の4第1項ハ	道路交通法施行規則第1条の4第1項による原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、原動機を用いる身体障害者用の車椅子の高さについては、これを撤廃すること。また、原動機を用いる身体障害者用の車椅子以外のパーソナルモビリティについても同様の取扱いとすること。	警察庁	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルール等の在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（令和3年7月時点）	有識者検討会の中間報告においては、歩道通行車の車体の高さについては要件として定める必要はないとの考えが示されているものと承知しています。一方で、できるだけ早期に関連法令の改正をお願いいたします。一方、本構想では、保護者や介助者が同乗することを想定した複数人乗りモビリティについても原動機付の車いすと同様に歩行者の範囲に含めたいと考えておりますので、同様に歩道走行を可能とするとともに、複数人が安全に搭乗するため、高さのみならず、車体の幅及び長さについても緩和を願っています。なお、これらの検討に当たっては、本特区において規制の特例措置を講じ、先行的に検証を実施すべきであると考えます。	警察庁	御意見を踏まえつつ、引き続き、新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルール等の在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を進めてまいります。（※令和3年10月時点）

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
茨城県つくば市	11	シェアードスペース（歩車共存空間）の社会実装化	つくば駅周辺、周辺部、70街区（グリーンフィールド）において、複数の道路からなるシェアードスペースのエリア設定を行う。	シェアードスペース（歩車共存空間）として、歩行者がゆったり歩くことを楽しみ、車がスピードを出しづらい空間デザインを導入することで、以下の経済的社会的効果が期待される。 ・道路の利活用によるコミュニティの賑わいが導出される。 ・住民が主体的に道路の使い方を考えることで、地域の住民による道路管理が済み、長期的に維持管理コストが削減される。 ・通行車両の平均速度低下による、細街路における歩行者の交通事故・人身事故が減少する。	現行の道路構造令（昭和45年政令第320号）で規定される道路は、第一種から第四種からなるが、低速車両と歩行者が同一空間を使用できる区分がない。 歩行者利便増進道路（道路構造令第41条）においても、街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物を必要としており、既存の道路をそのまま活用することを想定していない。	道路構造令第3条 道路交通法第9条	道路構造令第3条による道路の区分については、同令に低速車両と歩行者が同一空間を通行できる道路を新設するか、又は設計速度が時間につき15km以下である道路では、特別な通行帯を設けずに自動車、自転車及び歩行者が通行できるものとする。また、車道面を隆起させたハンプを設置する等、車両の速度を抑制する対策を講ずることを定めること。 道路交通法第9条による歩行者用道路を通行する車両の義務について、歩車共存道路については、これを通行する車両に同様の義務を定めること。	警察庁	道路を歩道と車道とに区別する主な目的は、歩行者の通行の安全を確保することであり、また、歩道等と車道の区別のない道路においては、歩行者は、原則として道路の右側端に寄って通行しなければならないと道路交通法に規定されること。これは、歩行者と車両が向かい合って通行する「対面交通」が、安全度の高い交通方法と判断されたことによるものです。 御提案の「歩車共存道路」は、国土交通省の回答にもあるように、自動車の速度を抑制する措置が講じられ、歩行者・自転車・自動車の通行空間が同一平面上にある道路であるもの、歩行者の通行空間と自動車の通行空間が完全に重なっているものではないと承知しています。 他方で、仮に、御提案が、上記の「歩車共存道路」からさらに進んで、歩行者が道路空間全体を自由に通行でき、かつ、一般の車両も当該空間に（低速で）進入できる空間を指している場合には、道路交通法第9条のように、特に歩行者に注意して徐行する義務を車両に課すとしても、上記の歩行者の通行の安全の確保の観点から、慎重な検討を要するものと考えます。	歩車共存空間は、歩行者が道路空間全体を自由に通行でき、一般の車両（ロボットを含む。）も低速で進入できる空間を指しています。歩行者の安全の確保については、車両速度を道路側の設備等から強制的に制御するシステムや、路面に敷設されたライン上を車両にトレースさせるシステムを導入し担保することを想定しています。これを実現するため、特区においては、道路法や道路構造令に新たな区分を設けるとともに、当該空間では、道路交通法上歩行者は右側通行によらないとする新たな通行方法が必要と考えます。なお、当該区分については、道路法の新たな道路制度又は道路構造令の種級区分の新設を想定しています。	警察庁	道路交通法で定める歩行者の通行方法は、歩行者の通行の安全を確保することを目的としています。 御指摘の右側通行については、歩行者、特に聴覚が弱い者が、その後方より進行してくる車両に気付かずこれと衝突することが最も危険であると考えられ、左側通行である車両と対面して通行することが最も安全な方法であると考えられているためです。 御提案の「歩車共存空間」は、現行法上の歩行者用道路において、例外的に一定の車両が通行できることとする事で実現可能であると認識しています。そのような場所において、車両は、特に歩行者に注意して徐行しなければならないとしており、歩行者の右側通行義務はなくなることから、御提案の内容は、既に現行法で規定されており。
茨城県つくば市	12	ドローンの住宅地における目視外飛行の制限緩和	つくば駅周辺の大型スーパーから70街区までの中距離範囲において、食料品・日用品等のドローン配送を行う。	住宅地におけるドローン配送ができるようになることで、子育て世代等の買物困難者の支援ができるようになる。	人又は家屋の密集している地域の上空で、無人航空機を飛行させる場合、国土交通大臣の許可が必要となる。（国家戦略特別区域法第25条の5の適用を想定） 無人航空機を飛行させる者は、目視により常時監視して飛行させる必要がある。	航空法（昭和27年法律第231号）132条（新設される無人航空機の機体認証制度・無人航空機操縦者技能証明制度も関連）132条の2	航空法第132条の2の飛行の方法について、ドローンの目視外飛行については、これを解禁すること。また、利用シーンに即した実効的な管制システム、機体認証、操縦ライセンスを規定すること。	国土交通省	【航空法について】 現行においても、目視外の飛行については、申請していただくことで飛行が可能です。 機体認証や操縦ライセンスの具体的な内容については、今後詳細を検討してまいります。			
茨城県つくば市	13	ドローンによる携帯電波等の上空利用の許可	つくば駅周辺の大型スーパーから70街区等の中距離範囲において、食料品・日用品等のドローン配送を行う。	従来の制御で使用していた無線LANは近距離しか電波が届かないため、ドローン飛行距離に制約があった。携帯電話の通信網を利用することで、中距離で安定したドローン飛行が可能となる。	ドローンは、陸上移動局として認められていないため、地上の電波を利用できない。	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項	電波法施行規則第4条第1項による無線局の種別及び定義について、ドローンの飛行については、簡易な手続で、携帯電話ネットワークを利用できるようにすること。また、携帯キャリアと連携し、地上の携帯電話利用へ影響を及ぼさないような範囲内で、地上電波の利用を認めること。	総務省	・携帯電話は、地上での利用を前提に設計されていることから、上空で携帯電話を利用した場合に、地上の携帯電話等の利用へ影響を与えるおそれがあることから、平成28年7月から実用化試験用の制度により、上空で利用する携帯電話等の端末の台数を管理した形で課題の検証を行ってきた。その後、令和元年6月から情報通信審議会における技術的検討を経て、令和2年12月に、高度150m未満の空域において、地上の携帯電話ネットワークに影響を与えない一定の条件に合致する携帯電話等の端末については、簡素化した手続きにより無人航空機において利用可能とする制度整備を行っている。			
茨城県つくば市	14	荷物配送ロボットの公道走行及び無人自動走行の実現	自動配送ロボット、追従型荷物配送ロボット等を含む歩行領域において荷物の配送を支援する原動機付の車（以下「荷物配送ロボット」という。）の公道走行及び無人自動走行を道路交通法上可能とし、例えば買物後の重い荷物の搬送を追従型荷物配送ロボットが支援するなどの革新的な配送サービスを実現する。	荷物配送ロボットによる革新的な配送サービスを含む歩行領域において荷物の配送を支援する原動機付の車（以下「荷物配送ロボット」という。）の公道走行及び無人自動走行を道路交通法上可能とし、例えば買物後の重い荷物の搬送を追従型荷物配送ロボットが支援するなどの革新的な配送サービスを実現する。	荷物配送ロボットは、道路交通法上、原動機付自転車や自動車として扱われる可能性が高く、現行法上、道路使用許可なしでは歩行領域を含む公道を走行できない。また、無人自動走行が認められていない。	道路交通法第2条第1項、第3項	道路交通法第2条第3項による同法における歩行者の範囲について、荷物配送ロボットについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、同3項の規定に準じ、歩行者の範囲を含めること。また、同法上歩行領域において当該パーソナルモビリティの無人自動走行を可能とすること。	警察庁	低速・小型の自動配送ロボット等については、関係省庁と連携し、制度整備に係る検討を行っているところ。	令和3年6月18日に閣議決定された成長戦略実行計画において、自動配送ロボットは、道路運送車両に該当しないこととするや事前届出により走行できるよ、本年度できるだけ早期に関連法案の提出を行うとしています。本市の提案は、当該ロボットを歩行者と同等の扱いとすることにより完全な無人走行（保安要員なし、遠隔監視・操作用なし）の実現を求めているため、	警察庁	自動配送ロボットを含む自動運転技術を用いるロボットについては、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において、その交通方法等について検討しています。（※令和3年10月時点） 令和3年4月に公表した中間報告書においては、これらのロボットについては、一定の大きさ、速度以下のものであれば、歩行者と同様に、歩道等を通行させることとする旨の方針が打ち出されたところです。現在の開発状況を踏まえ、少なくとも、緊急時において、遠隔にいる自然人が必要な操作をすることが必要であり、自然人が何らかの形でロボットを道路で通行させる技術は未だ開発されていないと認識しています。これを踏まえ、現在、現場の保安要員は必須ではないものの、緊急時等に対応する遠隔監視操作者は必要とする方向で法改正を検討しています。なお、現行法下においても、道路使用許可を受けることで、現場に保安要員がない形でロボットを通行させることは可能です。仮に、遠隔監視操作者も保安要員も全く存在しない形でロボットを道路で通行させたいというのであれば、当該ロボットの性能等を踏まえ、警察において、その対応について検討を行うため、個別にご相談ください。
茨城県つくば市	15	原動機を用いる身体障害者用の車椅子（電動車いす）の寸法要件の緩和	スーパーが近くにない周辺部において、移動スーパーの利用に係る利便性を向上する。例えば、原動機を用いる身体障害者用の車椅子で自宅から移動スーパーへ移動し、買物後の荷物も原動機を用いる身体障害者用の車椅子に乗せて自宅まで移動する。	免許を持っていない高齢者等の居宅近傍エリアにおいて買物ができるようになり、日常生活の利便性が向上する。	高さ要件のため、安全かつ確実に走行させるためのセンサー等を適切な位置に取り付けることができない。 長さ要件のため、積載できる荷物の量が少ない。	道路交通法施行規則第1条の4第1項及びハ	道路交通法施行規則第1条の4による原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、高さ要件については、これを撤廃すること。また、長さ要件を自転車と同じ190cmに緩和すること。	警察庁	新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにわたる新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（令和3年7月時点）	有識者検討会の中間報告においては、歩道通行車の車体の高さについては要件として定める必要はないとの考えが示されているものと承知しています。一方で、高齢者が買物後の荷物を歩道通行車で運搬できるようにするために、高さ以外の車体の大きさ要件についても緩和をお願いします。併せて、荷物配送ロボットを含む自動歩道通行車については、現行の原動機付の車いすの大きさを想定されていると承知していますが、より多くの荷物を効率的に運搬するため、これについても車体の大きさを要件の緩和をお願いします。なお、これらの検討に当たっては、本特区において規制の特例措置を講じ、先行的に検証を実施すべきであると考えます。	警察庁	御意見を踏まえつつ、引き続き、新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにわたる新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を進めてまいります。（※令和3年10月時点）
茨城県つくば市	16	医薬品の対面販売の原則緩和	自宅で遠隔医療を受診し、処方された薬を移動スーパーで運搬する。	在宅で診療、服薬指導を受けた患者に対し、居宅近傍エリアにおいて処方医薬品を受け取ることを可能とすることで、患者の負担を軽減することができる。	一般用医薬品は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」により、一定の条件の下、郵送又は配送が認められているが、処方医薬品は対面販売が原則。ただし、厚生労働省通達において、オンライン服薬指導の際、一定の条件の下、郵送又は配送が認められている。	薬生発0331第36号（令和2年3月31日）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係）第2（4）④	薬生発0331第36号（令和2年3月31日）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について、「速やかに確実に」という点については、配送コスト等を踏まえた現実的な時限を目安として明瞭に示すこと。	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導における薬剤の配送については、薬局の責任の下、患者への直接の授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や、患者本人への確実な授与がなされる範囲において実施可能とする。なお、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、薬剤の配送における品質保持等に係る考え方の明確化に取り組むこととしております。	ご回答について承知しました。一方で、薬局がオンライン服薬指導における薬剤の配送に参入しやすくなるよう、貴省で検討されている薬剤の配送における品質保持等に係る考え方の明確化については、早期のガイドライン等の策定をお願いします。また、薬局に過度の負担がからないように配慮をお願いします。また、すでにガイドライン等の策定をご検討されている場合には、公表の時期についてもご教示ください。	厚生労働省	「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、薬剤の配送における品質保持等に係る考え方の明確化すべく、今年度より検討する予定です。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
茨城県つくば市	17	健康サポート薬局の開設基準（薬剤師の相談対応時間）の緩和	健康サポート薬局（検体測定室）の開設基準を緩和し地域内の店舗数の増加につなげることに伴い、住民がセルフチェックと同時に薬剤師等の専門家に薬や健康食品等の幅広い健康に関する相談ができる環境整備を進め、生活習慣病の早期発見につなげる。	糖尿病や動脈硬化の重症化予防につながる。また、透析を必要とする慢性腎不全は、保険診療点数全体に占める割合が大きい。つくば市では当該疾患による後期高齢者医療の外来診療の標準化保険診療点数が、全国比約1.7倍と大きく、この削減が期待できる。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成28年厚生労働省告示第29号）第1号へにより、健康サポート薬局の開設には、薬局の開設時間外にも薬剤師が相談対応することとされており、健康サポート薬局の開設が困難となっている。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準第1号へ	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準第1号によるかかりつけ薬局としての基本的機能について、薬剤師の相談対応時間については、薬局の開設時間内に限り対応することも可能とすること。	厚生労働省	健康サポート薬局については、開設時間外であっても、患者が安心して相談を受けられるよう、過去の服薬情報等を十分に理解したかかりつけ薬剤師が対応することを求めており、認められません。	ご回答について承知しました。薬局において「検体測定室」を普及させ、そこで得られた検査結果を医師や保健師等の専門家と共有し、診療や健康相談に活用することで、生活習慣病の早期発見につなげていきたいと考えています。一方で、「検体測定室」で得られた検査結果は、診療の用に供しないことを前提としています。このことから、検体測定室で得られた検査結果についても、医師の判断の下で診療の用に供することができるよう緩和をお願いいたします。	厚生労働省	医療機関等での医師の診療に用いる検体検査については、その検査精度が著しい影響を与えることから、外部委託する場合は、検査精度を確保するための一定の基準を満たした衛生検査所等で行うものとしており、検体測定室で診療の用に供する検査を行うことは認められません。検体測定室は、健康意識の醸成や健康診断や医療機関受診への動機付けを高める観点から利用者が検体採取し、検査結果も利用者自身で判断・管理することで、自己健康管理の一助となるようなサービスであり、診療の用に供しない検体の測定を実施するものとしています。また、受検者に対しては、測定結果が当該検体測定室の用いる基準の範囲内で診療の用に供することができるよう緩和をお願いします。
茨城県つくば市	18	初診からのオンライン診療の恒久化	感染症予防の観点や身体障害などの理由で医療機関の利用が困難な住民に対し、訪問看護師が付き添い、病状等を正確に医師に伝達可能なオンライン診療体制を構築する。	医療機関の利用が困難な住民の医療に対するアクセス向上を図ることで病状重症化や医療費増大リスクを減らすことが期待できる。また、不要不急の救急搬送を減少させ、医療体制の圧迫や社会保障費の削減が期待できる。	新型コロナウイルス感染症の拡大に際してのオンライン診療に係る初診対面原則の緩和が行われ、感染症予防の観点に限らず、医療機関の利用が困難な住民の医療に対するアクセス向上が図られたが、当該時限的・特例的な措置である。	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年厚生労働省）「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療の時間的・特例的な取扱いについて」（令和2年厚生労働省）	「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療の時間的・特例的な取扱いについて」1.（1）による初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に時限的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同春秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（令和3年6月18日閣議決定）こととしております。	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時限的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた時限的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に時限的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同春秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（令和3年6月18日閣議決定）こととしております。			
茨城県つくば市	19	診療情報の提供方法の電子化	医療・介護情報等、利用者に関する外部情報と、センシングした利用者の身体情報に基づき、専門スタッフが身体機能向上のプログラム実施を遠隔でサポートする。	利用者が、自宅で簡単に自らの身体機能の維持改善に取り組むことで、自立度の維持・改善、介護者等の負担軽減が期待できる。さらに、医療・介護・福祉の社会保障コストの抑制が期待できる。	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第9条には、保有個人データの開示方法は「書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）」と規定されている。また、診療情報の提供等に関する指針（厚生労働省通知 平成15年9月12日医政発第0912001号）には、診療記録の開示方法は医療機関の管理者が指定できることになっている。	個人情報の保護に関する法律施行令 第9条 診療情報の提供等に関する指針（平成15年9月12日医政発第0912001号）7(3)③	個人情報の保護に関する法律施行令第9条、診療情報の提供等に関する指針7(3)③による診療情報の開示について、開示の請求を行った者が希望する場合には、電子データでの交付を可能とする。	個人情報保護委員会	令和4年4月に施行予定の改正個人情報保護法では、保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにします。	ご回答について承知しました。なお、提供方法の指定及び電磁的記録の受領を非対面で実施できるような方法が、ご教示ください。	個人情報保護委員会	提供方法の指定及び電磁的記録の受領を非対面で実施できる、以下のような事例があります。事例2）電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法事例3）会員専用サイト等のウェブサイトで電磁的記録をダウンロードしてもらう方法<参考>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-8-2 保有個人データの開示 <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210802_guidelines01.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210802_guidelines01.pdf</a>
茨城県つくば市	20	健康関連データの一元管理を可能とするためのマイナンバーの利用範囲拡大	自治体や医療機関等の各機関に分散する健康関連データをマイナンバーにより紐づけし、ワークシートの格納記録や処方箋、自治体健診のデータ等を、本人及び本人が同意した事業者が一元的に参照することを可能とする。	住民の属性や状況に応じたきめ細かい健康増進サービス等を効率的に提供することが可能となり、健康寿命の延伸、医療費抑制が期待できる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）において、個人番号を含む個人情報（特定個人情報としての扱いとなり、利用用途が限定的であることや、本人同意の下でも口頭でのマイナンバーの伝達を認められないなど様々な制約を受け、データ管理者の負担が膨大になる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条第8項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項による特定個人情報について、マイナンバーで紐づけられた健康関連データについては、同項に規定する特定個人情報から除外すること。	内閣府	診療情報の提供方法の電子化について、全国的な措置として「患者が診療情報の開示を受けるとき、電磁的記録の提供による方法等で開示を請求できること」を明確化し、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に記載する」（「規制改革実行計画」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の策定期間についてご教示ください。ついでには、ガイドラインの策定に先立ち、特区として実施することが望ましいと考えます。	厚生労働省 個人情報保護委員会	個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号、以下「改正法」という。）により、保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できることとしており、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」について見直しを行いました。なお、改正法の施行前においても、請求を行った者が同意している場合には電子メール等によって開示を行うことが可能です。
茨城県つくば市	21	先端技術を活用したインフラ維持点検の可能化	橋梁等のインフラの維持管理について、成果運動型民間委託契約方式（PFS）のうち、民間からの外部資金調達を行うソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）方式によって予防保全の初期費用を減らし、ドローンやロボット等の先端技術を活用したインフラ維持点検を実施する。	トンネルや橋の点検は、点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、5年に1回の頻度で行うこととされているため、ドローン等の先端技術を活用した近接目視以外の手法での点検が実施できない。	道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の6	道路法施行規則第4条の5の6による道路の維持又は修繕に関する技術的基準等について、ドローン等の先端技術を活用した近接目視以外の手法での点検については、これを認めること。	国土交通省	道路分野では、定期点検においてドローン等の新技術が活用できるよう、平成31年2月に定期点検要領を改定した際、この改定にあわせて、点検支援技術性能カタログのほか、新技術を利用する際のガイドラインを策定しています。これら点検業務への新技術の活用については、令和3年度より、道路メンテナンス事業補助制度において優先的に支援してまいります。				
茨城県つくば市	22	「自己託送」が認められる相互関係の拡大	ソーラーシェアリングや遊水地等で発電した電力を、自己託送制度を利用して、公的施設等へ供給事業を行う。また、住宅の屋根補強と同時に太陽光パネルオフサイト型PPA送電を適用する。	再エネ分散型エネルギーシステムの拡充につながる。社会ニーズに合致したカーボンニュートラル、レジリエンス強化に貢献することができる。公共施設のCO2削減につながることも、住民に広くCO2削減効果を波及させることができる。住宅屋根の再エネ活用により、レジリエンス強化に貢献することができる。	「自己託送」が認められる相互関係（「密接な関係」として「生産工程における関係、資本関係、人的関係を有する者」と「取引等により一企業の準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたって継続することが見込まれる者」と限定的である。	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号口 電気事業法施行規則第2条第338号 第2条及び第3条「自己託送に係る指針」（資源エネルギー庁平成26年4月1日）	電気事業法第2条第1項第5号口、電気事業法施行規則第2条及び第3条並びに「自己託送に係る指針」2.による自己託送を利用することができる者の範囲について、自己託送が認められる相互関係については、①公共施設に託送する場合②市との防災協定（避難施設等）を行った場合③補助金適用を受けた発電装置から任意の相手のPPAによる場合等に拡大すること。	経済産業省	第36回電力・ガス基本政策小委員会において、FIT/FIP制度に依存しない脱炭素電源の導入促進に向けた環境整備を検討しました。その中で組合の定款等により電気料金の決定方法が明らかになっているなど、需要家の利益を阻害するおそれがないと認められる組合型の電気取引であること前提に、FIT/FIP制度の適用を受けない脱炭素電源による自己託送を新たに認める方向で制度設計を進めています。（参考）電力・ガス基本政策小委員会 再エネ導入拡大に向けた事業環境整備について P4) <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/036_06_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/036_06_00.pdf</a>	ご回答について承知しました。なお、第36回電力・ガス基本政策小委員会において検討されている新たな自己託送に係る組合型の電気取引について、「組合」に必要な要件をご教示ください。	経済産業省	「組合」に必要な要件につきましては、令和3年11月18日に改正された電気事業法施行規則第2条第3号の2と、電気料金の決定方法が組合の定款等で明らかになっていること、需要家の利益を阻害しない取引であることが明確となっていること、FIT/FIP制度の適用を受けない新設の脱炭素電源による電気取引であることなどが要件となっております。
茨城県つくば市	23	水素の最大貯蔵量の緩和	再開発、地域開発に水素利用分散型エネルギーシステムを設置し、エリア内に電力、熱エネルギー供給事業を行う。住民の利用ニーズに応じたスポーツ施設や温浴施設等の健康増進施設に関する温水プール、温浴施設への電力、熱エネルギー供給事業を行う。	水素利用分散型エネルギーシステムの拡充などにより脱炭素社会が促進される。これらの施設を災害時の避難収容施設とすると共に水素による脱炭素レジリエンスが実現される。	建築基準法（昭和25年法律第201号）により可燃性ガスである水素の最大貯蔵量の制限が定められており、エネルギー供給に必要な水素貯蔵に制限がある。	建築基準法第48条 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条 第130条の9	建築基準法第48条並びに建築基準法施行令第116条及び第130条の9による危険物の数量について、水素の貯蔵量については、上限値を撤廃すること。	国土交通省	建築基準法第48条において、用途規制を定めておりますが、以下に掲げる用途規制緩和の手法を活用することにより、対応できる可能性があります。・国家戦略特別区域法第15条を活用する手法。・特別用途地区を定めることで、建築基準法第49条第2項を活用する手法。・地区計画等を定めることで、建築基準法第68条の2第5項を活用する手法。・建築基準法第48条ただし書き許可を活用する手法。	本構想では、水素発電を賄うための必要量の水素を貯蔵するため、最大貯蔵量の上限撤廃をお願いしています。一方、これを実現するため、建築基準法第48条ただし書き許可を活用するとしても、その条件である「環境を害するおそれがないか」どうかを判断する基準（技術的助言）がないため、許可を出せない、あるいは許可を出してもかなりの時間を要することが見込まれます。そこで、高圧ガス保安規則、消防法上の基準を満たし、国家戦略特区計画に定められた水素貯蔵施設については、当該計画の内閣総理大臣の認定をもって特定行政庁の許可があったものとみなしていただくようお願いいたします。	国土交通省	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するために設けられているものであり、高圧ガス保安規則、消防法上の基準が満たされたとしても、許可する観点が変わります。建築行政は自治事務であること、また、許可権者と認定権者が別であることから、内閣総理大臣の認定をもって許可があったものとみなすことは困難です。

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
茨城県つくば市	24	銀行又は銀行子会社・兄弟会社による不動産関連業務の一部解禁	金融機関による地域の未利用地（70街区）を活用した地方創生に資する再開発事業や不動産仲介業への参画を可能にする。	都市機能の強化による地域住民の利便性向上や再開発を通じた産業誘致・オープンイノベーションの促進により、産業創出や雇用創出が期待される。	銀行は、銀行法（昭和56年法律第59号）第10条、第11条、第12条その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。また、子会社対象会社の範囲も制限されている。	銀行法第12条第16条の2	銀行法10条による業務の範囲について、地方創生に資する不動産関連業務については、同条第2項各号に列記する銀行業に付随する業務に追加すること。同法第16条の2による銀行の子会社の範囲等について、銀行業高度化会社の「一定の高度化等業務」（※）については、地方創生に資する不動産関連業務を追加すること。	金融庁	銀行における不動産関連業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針における、金融機関の所有不動産の有効活用に関して、「銀行店舗を新設する際、国や地方自治体、公的役割を有する主体からの要請があれば、あらかじめ他の事業者のスペースを確保して建築し、賃貸することが可能なケースもある」との当届コメントが示されており、地域の未利用地を活用した地域活性化に取組む上で、上記解釈に照らし、「地方自治体が関与する運営受託等が図られる案件に限り、地域金融機関の参画を認める」ことで、地域金融機関がもつ地域内ネットワークや信用補充機能といった「八幡機能」の活用を通じて、地域社会の参画や地方創生の実現に繋がること期待されます。	金融庁	ご指摘いただいた当届コメントは、平成29年9月28日に公表された「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No.5.5と思われるのですが、当該箇所は、その他付随業務として認められる不動産賃貸事例に関するものであり、広く不動産業務に關しコメントしたものではありません。銀行における不動産関連業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。
茨城県つくば市	25	研究開発目的で補助金で整備されたインフラの民間事業者との協業利用の事前承認不要化	研究機関が国からの研究開発目的の補助金で整備した施設及び設備の利用について、民間事業者との協業で本来の目的外で利用することを補助金を所管する各府省庁の長への個別の申請と承認しない認めるもの。	研究機関が保有する最新鋭のインフラを本構想に供することが容易になるほか、事業の予見性に欠け参加を見送っていた民間事業者の参加意欲を高めることが期待できる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）において、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、各府省庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用、貸し付けはならないとされている。当然、各府省庁ではインフラの有効活用の為の特種みを有しており適切な申請であれば承認を受けることができるが、調整が複雑かつ時間を要すること、承認を得られることの予見性に欠け民間事業者の幅広い参加を困難としている。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第22条	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の財産の処分の制限について、目的外での使用及び貸付に係る各府省庁の長の承認については、本構想に参加する研究機関における民間事業者との協業における承認を不要とすること。	財務省	本件における割り振り先省庁は財務省ではなく、文部科学省とすべき。その理由は以下。 ・御提案内容を見たところ、文部科学省所管の補助対象財産であるものと理解。そのため、承認基準の緩和を目的に、「補助金等適正化法第二十二條の規定に基づき各府省庁の長の承認について（平成20年4月10日財計第1087号）（以下、処分適正化）」を根拠して文部科学省と交渉すべき。 ・処分適正化は補助対象財産の目的外利用に関して各府省庁行政官に裁量を持たせている。補助金等は国民の貴重な財産で賄われていることを踏まえれば、交付後一定期間を経ずに用途変更を認めることや包括承認制を適用することは適切ではないと考える。	補助金適正化法第22条により、補助事業等により取得した財産については、各省等の長の承認を受けることで目的外使用が可能とされていますが、JAXAの先例では承認まで約2年を要しています。国家戦略特別区域基本方針では、「世界に先駆けて未来の生活を先行実現するまごこと未来都市を目指すスーパーシティ構想の実現を図る必要がある」とされているところ、財産ごとに個別に各省等と交渉していくこととするのは、かえって構想の減速につながるのではないかとするのは、国家戦略特区に係る区域計画に記載した財産の目的外使用については、計画に係る内閣総理大臣の認定をもって承認を受けたものとみなす等の特例措置をお願いいたします。	財務省	・国家戦略特別区域法における特例措置については、当該法律を所管する省庁において検討されるものと思料。 ・繰り返しになるが、補助金等は国民の貴重な財産で賄われていることを踏まえれば、交付後一定期間を経ずに用途変更を認めることや包括承認制を適用することは適切ではないと考える。
茨城県つくば市	26	国有財産処分条件の緩和	公務員宿舍跡地等を活用した官民共同でのイノベーション拠点を創出する。	研究学園都市の研究成果や人材の集積をいかした新たな交流の場や最先端の技術を街区単位で実現できる社会実装の場を創出することで、イノベーションが誘発され新たなビジネスが生まれることが期待される。また、研究学園都市の理念を踏まえ、科学技術により社会課題の解決を行うことにより、世界のモデルとなる持続可能なまちを実現することが期待される。	国有地については、国有財産法（昭和23年法律第73号）にて処分することができることとされており、その手続は、会計法（昭和22年法律第35号）及び予算決算及び会計令に基づき、公用又は公用又は公益事業の用に供するために必要な物件を直接に公共団体又は事業者により売却し、貸し付け又は、信託する場合に随意契約により行うことができるとされている。このため、民間活力を活用した官民共同のイノベーション拠点の整備に制約がある。	国有財産法第20条 会計法29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第21号	国有財産法第20条、会計法29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第21号による普通財産の貸付について、同号の「公用、公用又は公益事業の用に供する」という条件については、官民共同によるイノベーション創出に向けたフィールドの確保及び整備についても適用すること。	財務省	国有財産（普通財産）については、国有財産法第20条の規定により貸し付け等することができることとされており、会計法29条の3第5項に規定する政令である、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第21号の規定により、「公用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者により売却し、貸し付け又は信託するとき、随意契約によることができるとされている。 予決令第99条第21号については、公用又は公益事業の用に供するため（つまり、私益を目的とせず公益上の目的に供するため）、必要な物件を直接に公共団体又は事業者が随意契約することができる規定である。そのため、ご提案の「官民共同によるイノベーション創出に向けたフィールドの確保及び整備」について予決令第99条第21号を適用することの可否については、その具体的な用途や目的等を踏まえ、慎重に検討する必要がある。 なお、つくば市に所在する国家公務員宿舍跡地については、平成26年5月につくば市と関東財務局との間で、つくば市が定めた地区計画等に沿った地区計画型一般競争入札又は二段階一般競争入札により計画的に民間事業者に売却していくことで合意し、順次売却を進めているものと承知している。 以上より、本提案については、まずは上記入札の結果を踏まえ、その必要性があれば提案の詳細を確認し、対応について検討して参りたい。			
茨城県つくば市	26	国有財産処分条件の緩和	公務員宿舍跡地等を活用した官民共同でのイノベーション拠点を創出する。	研究学園都市の研究成果や人材の集積をいかした新たな交流の場や最先端の技術を街区単位で実現できる社会実装の場を創出することで、イノベーションが誘発され新たなビジネスが生まれることが期待される。また、研究学園都市の理念を踏まえ、科学技術により社会課題の解決を行うことにより、世界のモデルとなる持続可能なまちを実現することが期待される。	定期借地権を設定した貸付について、転貸の承認申請をする場合、地方公共団体が借り受け、福祉施設、認定こども園又は医療施設等に限り認められているが、これら以外の施設を営業者へ転貸する場合については、原則認めないこととされており、複数用途が混在した民間活力を活用した官民共同のイノベーション拠点の整備に制約がある。	普通財産取扱規則第30条4項 「定期借地権を設定した貸付について」（令和元年9月20日付財理第3207号）	定期借地権を設定した貸付について7による貸付財産の転貸について、つくば市が民間活力を活用した官民共同のイノベーション拠点の整備を目的として転貸する場合には、転貸人の範囲を拡大すること。	財務省	ご提案の「つくば市が民間活力を活用した官民共同のイノベーション拠点の整備を目的として転貸する場合」を検討するにあたっては、提案26（1）のとおり、まずはつくば市に対して、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第21号に基づく随意契約が適用可能か検討する必要がある。 なお、予決令第99条第21号については、公用、公用又は公益事業の用に供するため（つまり、私益を目的とせず公益上の目的に供するため）、必要な物件を「直接に」公共団体又は事業者が随意契約することができる規定であることから、転貸を認める場合も、本来地方公共団体がやるべきものに代わって実施する場合など、限定的に認めているのが現状であり、転貸人の範囲の拡大については慎重に検討する必要がある。 なお、つくば市に所在する国家公務員宿舍跡地については、平成26年5月につくば市と関東財務局との間で、つくば市が定めた地区計画等に沿った地区計画型一般競争入札又は二段階一般競争入札により計画的に民間事業者に売却していくことで合意し、順次売却を進めているものと承知している。 以上より、本提案については、まずは上記入札の結果を踏まえ、その必要性があれば提案の詳細を確認し、対応について検討して参りたい。			
茨城県つくば市	26	国有財産処分条件の緩和	公務員宿舍跡地等を活用した官民共同でのイノベーション拠点を創出する。	研究学園都市の研究成果や人材の集積をいかした新たな交流の場や最先端の技術を街区単位で実現できる社会実装の場を創出することで、イノベーションが誘発され新たなビジネスが生まれることが期待される。また、研究学園都市の理念を踏まえ、科学技術により社会課題の解決を行うことにより、世界のモデルとなる持続可能なまちを実現することが期待される。	国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第3条は、普通財産の減額譲渡又は貸付ができる範囲は、地方公共団体において、学校、公民館、図書館等と用途を限定列挙している。	国有財産特別措置法第3条	国有財産特別措置法第3条による普通財産の減額譲渡又は貸付ができる用途の範囲について、つくば市が民間活力を活用した官民共同のイノベーション拠点の整備を目的として借り受けの場合については、当該用途に含めること。	財務省	国有財産は、国民全体の貴重な財産であることから、財政法上、法律に基づく場合を除き、適正な対価なくして譲渡若しくは貸し付けしてはならないとされている。 減額譲渡又は貸付については規定している国有財産特別措置法は、普通財産を公共の利益の増進、民生の安定等に有効適切に寄与させるために設けられている特例であり、特に公共性又は公益性の強い事務、事業等の用に供される場合に限り地方公共団体等に対しその適用を認めることとしているものである。このことから、国有財産特別措置法に本提案の施設を含めるか否かの検討にあたっては、その対象となる施設の性質あるはそ及び効果について、国の財政援助全体との均衡を考慮するなど慎重に検討する必要があるものと考えている。 なお、つくば市に所在する国家公務員宿舍跡地については、平成26年5月につくば市と関東財務局との間で、つくば市が定めた地区計画等に沿った地区計画型一般競争入札又は二段階一般競争入札により計画的に民間事業者に売却していくことで合意し、順次売却を進めているものと承知している。 以上より、本提案については、まずは上記入札の結果を踏まえ、その必要性があれば提案の詳細を確認し、対応について検討して参りたい。			
茨城県つくば市	27	研究機関発スタートアップにおける研究開発及びその社会実装を促進するための国有財産の活用	国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人発のスタートアップが、文部科学省研究交流センターの施設・設備を利用して研究開発及びその社会実装を推進する。	本提案の先進的サービスのさらなる高度化や、未解決の社会課題の解決に資する新たな先進的サービスの提供が可能となる。	国有財産法第28条において、国有財産の処分が制限されているため、研究交流センターの施設を市が取得して、スタートアップの利用に供することに支障がある。	国有財産法第28条	国有財産法第28条による普通財産の譲与について、当該譲与が国の研究開発力向上に資する場合については、地方自治体に対して無償で譲与できるようにすること。	財務省	ご指摘の文部科学省研究交流センターは文部科学省が管理する行政財産であり、行政財産については、国有財産法第18条第1項の規定により、売り払いや譲与等を行うことができないとされている。 なお、国有財産法第18条第6項の規定により、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。とされており、当該施設を管理する文部科学省に対して使用が可能かどうかの調整を行っていただきたい。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
茨城県つくば市	28	研究機関における研究開発を促進するための物品等の調達の制限の緩和	国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人において、将来的にスーパーラボの先端的サービスに資する可能性のある研究開発を実施する。	本提案の先端的サービスのさらなる高度化や、未解決の社会課題の解決に資する新たな先端的サービスの提供が可能となる。	世界貿易機関政府調達協定附属書I付表3において、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人は、10万SDR相当額（現在は1,500万円）以上の物品を調達する場合等に、政府調達の手続をとらなければならぬとされており、迅速な試験研究設備の導入が妨げられていることにより他国の研究機関との研究競争の重荷となっている。	世界貿易機関政府調達協定、協定附属書I付表3、及び政府調達手続に関する運用指針等について（平成26年3月31日関係省庁申合せ、令和2年12月25日一部改正）	世界貿易機関政府調達協定、協定附属書I付表3、及び政府調達手続に関する運用指針等についてから除外すること。	外務省 内閣官房、内閣府、復興庁、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	以下の理由により対応困難。 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人など世界貿易機関政府調達協定（以下、「協定」）附属書I付表3に掲載されている機関は、協定上、13万SDR相当額（現在は1,900万円）以上の物品等を調達する場合等に、協定上の手続に沿って調達を行う義務を負っている。  ただし、協定では以下が認められている。 ・協定が定める要件を満たす場合に限り、入札期間を10日以上期間に短縮すること。 ・調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、限定入札（随意契約）を行うこと。  なお、協定には米国、EU等他の主要な先進国も加入しており、各国は同じルールの下、政府調達手続を行っている。	世界貿易機関政府調達協定に米国、EU等他の主要な先進国も加入しており、各国は同じルールの下、政府調達手続を行っている。  世界貿易機関政府調達協定に米国、EU等他の主要な先進国も加入しており、各国は同じルールの下、政府調達手続を行っている。	外務省 内閣官房、内閣府、復興庁、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	世界貿易機関政府調達協定を含む我が国が締結済みの国際約束は、締約国間で相互に合意されたもので、我が国はその内容を遵守する国際法上の義務を負っています。したがって、我が国の一存で削除することができるものではありません。日本国内における政府調達手続に関する要請は、まずは規制所管官庁にご相談いただくことをおすすめします。
								内閣官房、内閣府、復興庁、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	運用指針は、供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の確保に資するとともに、透明性、公正性及び競争性の高い調達手続きの実現を目的として定められているものです。  この運用指針の例外を設けることは、内外の供給者の利便性を損なうこととなることから、困難であると考えます。	「内外の供給者の利便性を損なうことになる」の趣旨が必ずしも明らかではございませんが、政府調達手続に関する運用指針1.適用範囲（2）において、世界貿易機関政府調達協定附属書I付表3に掲載されていない機関であっても、別紙に記載されている物品の調達手続については、運用指針が適用されており、対象機関については、協定と運用指針との間で既に差が生じている状況です。同協定が求める以上の自主的措置を大学・研究機関に適用することは、迅速な試験研究設備の導入が妨げられ、他国の研究機関との研究競争の重荷となっていることから、適用範囲からの除外をお願いするものです。	内閣官房、内閣府、デジタル庁、復興庁、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	ご指摘のとおり、対象機関については、協定と運用指針との間で差異が生じています。これは、協定の対象機関の全てが運用指針の対象機関ではあるものの、運用指針のうち特定分野の調達手続においては、その目的に応じて、対象機関を上乗せしているからです。  運用指針は、供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の確保に資するとともに、透明性、公正性及び競争性の高い調達手続きの実現を目的とするものです。この点、ご指摘の調達について運用指針から除外するという例外を正当化し得る地域の特殊事情があるとは考えられず、また代替措置もないことから、ご要望に応じることは困難です。